

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

東証の取引時間延長

東京証券取引所は今月5日から取引終了時刻を30分延長し15時30分までとなる。また、終了前の5分間に「クロージング・オークション」という仕組みを導入。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/ 4(月) 先勝	振替休日、消費者センター開設記念日
5(火) 友引	一の酉、米大統領選投票、東証が取引時間30分延長
6(水) 先負	
7(木) 仏滅	立冬
8(金) 大安	
9(土) 赤口	秋の全国火災予防運動
10(日) 先勝	大相撲九州場所初日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/28(月)	38,606 △692	153.33 ▼1.39
29(火)	38,904 △298	153.16 △0.17
30(水)	39,277 △373	153.32 ▼0.16
31(木)	39,081 ▼196	152.24 △1.08
11/ 1(金)	38,054 ▼1027	152.54 ▼0.30

税金や社会保険に係る「年収の壁」

現在、国の政策協議をめぐり「年収103万円の壁」が話題となっていますが、会社員の配偶者等(被扶養者)がパート等で働く場合に意識する年収の壁には、税金や社会保険に係る複数の壁があります。

◆税金に係る年収の壁

◎103万円の壁……所得税が課税されるラインとなります。パート収入から差し引く給与所得控除(最低55万円)と基礎控除(48万円)の合計が103万円となるため、所得がパート収入のみで年収103万円以下の場合、所得税は課税されません。また、扶養している方が配偶者控除(38万円)や扶養控除(38万円)を受ける場合の配偶者等の年収ラインでもあります。なお、配偶者の年収が103万円超でも配偶者特別控除(最大38万円)が受けられます。

◎150万円の壁……配偶者特別控除で38万円の控除額が受けられる配偶者の年収ラインとなり、150万円を超えると控除額は段階的に減少します。

◎201万円の壁……配偶者特別控除を受けられる配偶者の年収ラインであり、201.6万円以上になると控除は受けられません。

◆社会保険に係る年収の壁

◎106万円の壁……被保険者数51人以上の事業所で働く短時間労働者が社会保険(厚生年金・健康保険)の加入対象となる場合の年収ラインとなり、月額賃金が8.8万円以上(年収換算で約106万円)などの基準を満たす場合は自身が被保険者となります。

◎130万円の壁……上記以外の事業所で働く短時間労働者が被扶養者から外れる場合の年収ラインとなり、130万円以上になると自身で国民年金・国民健康保険などに加入します。

■この記事の詳細は、情報BOX201542

令和5年度における黒字申告割合は36%

国税庁が公表した「令和5事務年度における法人税等の申告実績」によると、法人税の申告件数は317万6千件で、その申告所得金額は過去最高となる98兆2781億円(前年度比15.6%増)、申告税額は17兆3924億円(同16.7%増)となり、ともに4年連続の増加となりました。

申告件数のうち黒字申告は114万3千件(同1.1%増)で、その割合は36.0%(同0.2ポイント減)となっており、黒字申告1件当たりの所得金額は8598万円(同14.4%増)でした。

一方、赤字申告の申告欠損金額は15兆5926億円(同10.5%減)で、1件当たりの欠損金額は767万円(同12.1%減)となっています。

★★★ 11月のチェックポイント ★★★

- ※フリーランス法が施行されるので、特に発注事業者は義務や禁止行為を理解しておきます。
- ※自転車運転中の「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」の罰則が強化されるので注意します。
- ※11月は「下請取引適正化推進月間」です。
- ※年末調整に向けて準備します。今年は定額減税に伴う事務があり、年末調整時に減税額の計算に含める扶養親族等の確認などがが必要です。
- ※年末の資金繰り計画を確認するとともに、売掛金の回収に努めます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

- ①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
- ②記事下のBOX番号を入力し#。
- ③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

配偶者等のパート収入に関する税金や社会保険の「年収の壁」

会員の配偶者などがパートやアルバイトとして扶養の範囲内で働く場合に意識する年収の壁には、税制上の壁（100万円、103万円、150万円、201万円）や、社会保険上の壁（106万円、130万円）があります。この壁を超えると税金や社会保険料の負担が生じることから配偶者等の就業抑制の一因になっていると言われています。

◆税制上の壁

◎100万円の壁

住民税が課税される年収ラインとなります。住民税には均等割と所得割がありますが、非課税基準額が設けられており、パートによる給与収入が100万円以下でほかに所得がない場合、住民税はかかりません。ただし、自治体によっては均等割の非課税基準額が多少異なるため、年収100万円以下でも均等割がかかる場合があります。

◎103万円の壁

所得税が課税される年収ラインとなります。課税される所得は、パートによる給与収入から給与所得控除（最低55万円）と基礎控除（48万円）などの所得控除を差し引いた残額となりますので、給与収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税はかかりません。

また、扶養者が配偶者控除や扶養控除を受ける場合において、配偶者や扶養親族の年収ラインとなります。これは配偶者や扶養親族の合計所得金額が48万円以下であることが要件の一つであり、給与収入のみの場合は103万円以下であれば給与所得控除（最低55万円）を差し引いた合計所得金額が48万円以下となり、控除が受けられます。

※配偶者控除は控除を受ける方の合計所得金額が900万円を超えると段階的に控除額が引下げられ、1,000万円を超える場合は控除を受けることができません。

◎150万円の壁

配偶者特別控除において配偶者控除と同額の控除が受けられる配偶者の年収ラインとなります。配偶者のパート収入が103万円を超えるため配偶者控除が受けられない場合でも、収入に応じた配偶者特別控除を受けることができ、年収150万円以下（給与所得控除を差し引いた合計所得金額は95万円以下）の場合は配偶者控除と同額の控除を受けることができます。

なお、年収150万円を超えると控除額は段階的に減少します。

◎201万円の壁

配偶者特別控除を受けられる配偶者の年収ラインとなります。配偶者のパート収入が201.6万円以上（合計所得金額133万円超）となる場合、配偶者特別控除は受けられません。

※配偶者特別控除は控除を受ける方の合計所得金額が900万円を超えると段階的に控除額が引下げられ、1,000万円を超える場合は控除を受けることができません。

◆社会保険上の壁

◎106万円の壁

特定適用事業所（令和6年10月から被保険者数が51人以上の事業所）で働くパート等の短時間労働者が厚生年金保険・健康保険の加入対象となる年収ラインとなります。短時間労働者が①週の所定労働時間が20時間以上、②所定内賃金が月額8.8万円以上（年収換算で約106万円）、③2ヵ月を超える雇用見込み、④学生ではない、のすべてを満たす場合は社会保険の加入対象となるため、被扶養者から外れて保険料を負担します。

※政府は106万円の壁対策として、短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の加入に合わせて、手取り収入を減らさないための取組を実施する企業に対し、労働者一人当たり最大50万円を助成する「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」を設けています。

◎130万円の壁

上記以外の事業所で働くパート等の短時間労働者が社会保険の被扶養者から外れる年収ラインとなります。被扶養者の年収見込みが130万円以上となる場合は、自身で国民年金・国民健康保険などに加入し保険料を負担します。

※政府は130万円の壁対策として、人手不足による労働時間延長等で被扶養者の収入が一時的に増加して年収130万円以上となる場合、健保組合等が行う被扶養者の収入確認の際に一時的な収入変動である旨の事業主の証明（被扶養者を雇用する事業主が作成）を提出することで引き続き被扶養者認定を受けることができる措置を講じています。